

令和2年

第1回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和2年1月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和2年 第1回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和2年第1回阿賀野市農業委員会総会は、令和2年1月31日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	12番 遠 山 登
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	
4番 中 村 孝 幸	5番 官 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄	11番 細 山 徹 也	12番 長谷川 政 男
13番 松 崎 学	14番 青 木 等	15番 蕪 木 緑

3 欠席委員

○農業委員 な し

○推進委員 3番 辻 繁 雄

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	佐 藤 浩 治
次長	木 村 秀 行
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第5	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 議案第4号 阿賀野市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 日程第9 そ の 他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、19名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員はありません。</p> <p>なお、今月より推進委員の皆さんからも毎月ご出席いただくことといたします。</p> <p>推進委員の欠席は、3番 辻 委員であります。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>5番 皆川 委員、6番 見尾田 委員、7番 阿部委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、5番 皆川 委員、6番 見尾田 委員、7番 阿部委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして日程第2 会期の決定についてお諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、山崎主幹、長谷川主任であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。長谷川主任、お願いします。</p>
事務局 （佐 藤）	<p>説明の前に訂正をお願いします。26・27ページ、29・32・33番案件の譲受人の住所、「22-2」とありますが、「2-22」に、訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。</p> <p>議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>最初に農地法3条 賃貸借権設定の解約になります。</p> <p>受付番号87番、折居字花水（ハナミズ）、地目 台帳・現況がともに田、地積 299㎡、これを含めまして合計2筆で1,338㎡です。</p> <p>契約の内容が、期間が不明で、解約事由が「高齢による労力不足」です。</p> <p>解約及び引渡年月日がともに令和2年1月10日です。</p> <p>飛びまして15ページになります。</p> <p>受付番号93番、水原字町裏（マチウラ）、地目 台帳・現況がともに田、地積 257㎡、これを含めまして合計5筆で3,153㎡です。</p> <p>契約の内容が、昭和61年5月25日から平成9年3月24日まで、法定更新していたものの解約です。解約事由が「契約内容変更のため」です。</p> <p>解約及び引渡年月日がともに令和2年1月10日です。</p>

1 ページに戻ります。

続きましての農地法3条 使用貸借権設定の解約になります。

受付番号78番、福田字村下（ムラシタ）、地目 台帳・現況がともに畑、地積 105 m²です。

契約の内容が平成19年3月1日から平成29年3月1日まで、法定更新していたものの解約です。解約事由が「本人耕作」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和元年12月18日です。

受付番号79番、小境字村下（ムラシタ）、地目 台帳・現況がともに田、地積 105 m²、これを含めまして合計49筆で23,854 m²です。

契約の内容が平成19年3月1日から平成29年3月1日まで、法定更新していたものの解約です。解約事由が「本人耕作」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和元年12月18日です。

7ページになります。

受付番号129番、笹岡字杉本（スギモト）、地目 台帳・現況がともに田、地積 291 m²、これを含めまして合計23筆で27,229 m²です。

契約の内容が平成19年10月4日から令和9年10月4日まで、解約事由が「経営主変更のため」です。所有者の子が耕作していましたが、この度、孫に経営主を変更するための解約です。

解約及び引渡年月日がともに令和元年12月20日です。

9ページになります。

農地法3条 永小作権設定の解約になります。

受付番号86番、下条町、地目 台帳・現況がともに畑、地積 284 m²です。

解約事由が「借り人死亡」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月8日です。

10ページになります。

続きまして農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約です。

受付番号81番・82番・84番は、解約事由が「農地中間管理権設定のため」であるので説明は省略します。

受付番号83番、嘉瀬島字小川原道（コガワラミチ）、地目 台帳が畑・現況が田、地積 273 m²、これを含めまして合計2筆で336 m²です。

契約の内容が平成29年12月11日から令和9年12月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月8日です。

11ページになります。

受付番号85番、今板字宮の前（ミヤノマエ）、地目 台帳・現況がともに田、地積 1,458 m²、これを含めまして合計4筆で2,545 m²です。

契約の内容が平成28年11月11日から令和8年11月10日まで、解約事由が「経営規模の縮小」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月7日です。

受付番号88番、勝屋字白山（ハクサン）、地目 台帳・現況がともに田、地積 528 m²、これを含めまして合計3筆で2,446 m²です。

契約の内容が平成31年3月11日から令和6年3月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月10日です。

12ページになります。

受付番号90番、田中字道下（ミチシタ）、地目 台帳・現況がともに田、地積 994 m²、これを含めまして合計3筆で3,772 m²です。

契約の内容が平成28年3月11日から令和3年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月10日です。

受付番号91番、月崎字小里道（オサトミチ）、地目 台帳・現況がともに田、地積 892 m²です。

契約の内容が平成27年3月11日から令和3年2月10日まで、解約事由が「農業廃止のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和元年12月11日です。

受付番号92番、堀越字市ノ山（イチノヤマ）、地目 台帳・現況がともに田、地積 238 m²、これを含めまして合計24筆で18,898 m²です。

契約の内容が平成27年12月11日から令和2年12月10日まで、解約事由が「契約内容変更のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月10日です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 山崎 主幹 —

続きまして、日程第4 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。山崎主幹、お願いします。

事務局
（山崎）

報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

表紙をご覧ください。

配分 18件 176筆 195,272.00 m²

移転 1件 1筆 2,023.00 m²

合計 19件 177筆、197,295.00 m²であります。

議案書の37ページをご覧ください。

配分は、7番から26番案件であります。

平成30年12月26日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地、176筆、195,272.00 m²について、報告します。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

契約の開始につきましては、平成31年2月26日、新潟県が公告をすることから、今回の配分計画は、全筆、平成31年2月27日開始となります。

契約の期間は全件10年であり、終了は平成40年1月10日であります。

27番案件、配分の移転であります。移転の理由は、耕作者変更です。

移転後の契約期間は、平成31年2月27日から平成38年11月10日であり、賃貸借料は固定であります。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者であります。
以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを申し上げます。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川 主任 —

続きまして、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書の25ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が4件、7筆で面積が5,449㎡です。

賃貸借権設定が3件、17筆で面積が13,349㎡です。

使用貸借権設定が3件、42筆で面積が37,064㎡です。

最初に所有権移転を説明いたします。

受付番号27番 中島字親田（オヤタ）、地目 台帳・現況がともに「田」地積が1,011㎡です。譲受・譲渡理由は「親より受贈」と「子への贈与」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

受付番号28番 中島字親田（オヤタ）、地目 台帳・現況がともに「田」地積が1,643㎡、これを含めまして合計2筆で3,283㎡です。

譲受・譲渡理由は「親より受贈」と「子への贈与」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

受付番号34番 上飯塚字樹下（クヌギシタ）、

地目 台帳・現況がともに「畑」、地積が58㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額3万円の売買による所有権移転です。

受付番号36番 新保字駒込（コマゴメ）、地目 台帳・現況がともに「畑」地積が21㎡、これを含めまして合計3筆で1,097㎡です。

譲受・譲渡理由は「新規就農」と「財産処分」です。

契約の内容は、宅地2筆1,435.79㎡を含めた合計5筆2,532.79㎡で、総額3,500,000円の売買による所有権移転です。

26ページになります。

続きまして使用貸借権の設定となります。

受付番号29番 熊居新田字上ノ山（カミノヤマ）、地目 台帳・現況がともに「田」、地積が1,004㎡、これを含めまして合計9筆で4,400㎡です。

譲受・譲渡理由は「新規就農」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、令和2年2月3日から令和7年2月2日までの賃貸借権設定です。

27ページになります。

受付番号32番 上江端字上ノ山（カミノヤマ）、地目 台帳・現況がともに「田」、地積が4,476㎡、これを含めまして合計3筆で6,509㎡です。

譲受・譲渡理由は「新規就農」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、令和2年2月3日から令和7年2月2日までの賃貸借権設定です。

受付番号33番 熊居新田字狐塚（キツネツカ）、地目 台帳が山林・現況が「畑」、

地積が 991 m²、これを含めまして合計 5 筆で 2,440 m²です。
譲受・譲渡理由は「新規就農」と「相手方の要望」です。
契約の内容は、令和 2 年 2 月 3 日から令和 7 年 2 月 2 日までの賃貸借権設定です。
28 ページになります。
続きまして使用貸借権の設定となります。
受付番号 30 番 笹岡字杉本（スギモト）、地目 台帳・現況がともに「田」、地積が 291 m²、これを含めまして合計 23 筆で 27,229 m²です。
譲受・譲渡理由は「祖父より借受」と「孫への貸付」です。
契約の内容は、令和 2 年 2 月 3 日から令和 12 年 2 月 2 日までの使用貸借権設定です。
30 ページになります。
受付番号 31 番 寺社字六九（ロック）、地目 台帳・現況がともに「畑」 地積が 88 m²、これを含めまして合計 4 筆で 1,880 m²です。
譲受・譲渡理由は「親より借受」と「経営移譲年金の受給のため」です。
契約の内容は、令和 2 年 2 月 3 日から令和 12 年 2 月 2 日までの使用貸借権設定です。
31 ページになります。
受付番号 35 番 丸山字丸山（マルヤマ）、地目 台帳・現況がともに「田」、地積が 245 m²、これを含めまして合計 15 筆で 7,955 m²です。
譲受・譲渡理由は「新規就農」と「相手方の要望」です。
契約の内容は、令和 2 年 2 月 3 日から令和 12 年 2 月 2 日までの賃貸借権設定です。
以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。
最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。
また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。
次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。
下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。
また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
なお、所有権移転の 36 番案件・使用貸借権設定の 35 番案件及び賃貸借権設定 29 番案件・32 番案件・33 番案件の受人は、新規参入であります。
農業参入審査会を実施しておりますので、見尾田農地部会長より報告があります。

委員
（見尾田）

6 番 見尾田です。それでは報告いたします。
農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積、50 a に満たない受人が新規就農計画書を提出した案件 2 件があり、事前聴取したので報告します。
提出のあった新規就農計画書に基づき、六役と本会事務局長及び阿賀野市農林課農林企画係長で審査させていただきました。
まず、議案書の議案第 1 号 農地法第 3 条の賃貸借権設定 29・32・33 番案件の受け人について、報告します。26 ページ、27 ページをご覧ください。
申請者の年齢は 30 歳、実家は昔からの農家であり、今も親、兄弟が 13 町ほどの水稲と野菜を作付けしている専業農家であります。
年齢的にも新規就農者として大いに期待できるところですが、地域の高齢者で離農

される方の農地を受け入れていきたいという思いがあり、地域の中心的な担い手となるような農業経営を目指していきたいということです。

営農収支に関する事項、地域との調和要件に関する事項、全部効率利用に関する事項、農業常時従事に関する事項の4項目すべて適正である旨の意見が北蒲みなみ農協代表理事組合長より書面で付されております。

審査会は、阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係る取扱基準 第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容は妥当なものと判断しました。

続きまして、議案書の議案第1号 農地法第3条の使用貸借権設定35番案件の受け人です。31ページをご覧ください。

農地の使用及び収益する権利を取得し、牧草等の生産増大につなげ、肥育牛の生産コストの削減を図りながら所得向上につなげたいということということです。

営農収支に関する事項、地域との調和要件に関する事項、全部効率利用に関する事項、農業常時従事に関する事項の4項目すべて適正である旨の意見が北蒲みなみ農協代表理事組合長より書面で付されております。

審査会は、阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係る取扱基準 第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容は妥当なものと判断しました。

以上、報告を終わりますが、皆さんの慎重なるご審議をよろしくお願いします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書の33ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号36番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が、新保字駒込（コマゴメ）、地目は、台帳・現況がともに畑、地積1,429㎡、これを含めまして合計5筆で6,488㎡です。

転用目的は建設資材置場で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年2月20日から令和2年4月30日まで、農地区分は、申請地が磐越自動車道・安田インターチェンジ出入口から概ね300m以内の区域内にあり、第3種農地となります。

転用事由は、申請地が事務所と至近距離にあり、建設資材を管理する上で非常に効率的で利便性がよいため、当該地を購入して資材置場として利用するものです。

場所につきましては、34・35ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田インターチェンジ出入口から南方向へ300m程に位置しております。

36ページは更正図になります。申請地を塗り潰しで表示しております。

37ページは土地利用計画図、排水計画図になります。

入口は南側の道路から入る計画で、図のように重機や建設資材を置く計画です。雨水は敷地内に排水路を設置し、周辺に被害が及ばないようにします。

38ページをご覧ください。

受付番号34番、賃貸借権設定による一時転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が七島字羽手場（ハテバ）、地目 台帳・現況がともに田、地積が565㎡です。

転用目的は工事現場事務所用地で、資金計画は記載のとおりです。

利用期間が令和2年2月1日から令和2年6月30日まで、農地区分は農用地区域内で原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、旧小里川排水路第10期工事に係る工事事務所として、工事現場から近く、また、前工事業者の現場事務所を引き続き利用できることから、工事事務所として一時使用するものです。

場所につきましては、39・40ページ的位置図・案内図をご覧ください。

県道主要地方道新潟・安田線沿いの前山集落と箸木免集落の間に位置しています。

41ページの更正図では塗り潰しで申請地を表示しております。

42ページには土地利用計画図を添付しております。申請地には敷き鉄板を敷き現場事務所と道具小屋、仮設トイレを設置し、残りのスペースは駐車場として利用します。雨水は鉄板で調整し、道路沿いにある側溝を利用し排水します。

43ページは平面図、44ページは立面図を掲載しております。プレハブ事務所2階建てになります。

以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

3番 上松 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員
（上松）

3番上松です。1月27日に現地確認して参りました。今現在第9期の工事が行われていて、事務所も敷鉄板も敷かれている状態で、これを引き続き使用することと前事業者と次の事業者との引継ぎも行われており、問題ないと見て参りました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、9番 菅井 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員
（菅井）

9番 菅井です。36番案件について報告いたします。この場所は、台帳・現況が畑と田となっておりますが、これは昔の集落周りの開田地区でありまして、耕作されていた時期もありましたが、もう何十年も耕作されておらず、高さもデコボコで穴もあるような状態の雑木林ということでありました。

所有者も死亡し、そこを財産管理人を通して買い入れ、きれいに整地して集落の防犯や安全面にも協力して、建設資材置場として使用するという確認して参りました。36・37ページにもありますが、集落道路に細長い接続道路を作りまして、そこに整地後排水路を設置し排水します。私としては何ら問題ないと見て参りましたが、皆様方の慎重審議をお願いいたします。

議長（小嶋） ありがとうございます。現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代します。

— 説明員 交代 山崎 主幹 —

続きまして、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。山崎主幹、お願いします。

事務局（山崎） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

表紙をごらんください。

内容説明のまえに 表紙の数値の訂正をお願いします。

賃貸借権設定の新規・更新の内訳に誤りがありましたので、

賃貸借権設定	新規	26件	58筆	42,742.00 m ²
--------	----	-----	-----	--------------------------

	更新	197件	1,012筆	1,048,946.11 m ²
--	----	------	--------	-----------------------------

また、中間管理権の開始日の訂正をお願いいたします。172ページをご覧ください。

172ページ下から3行目と173ページ下から3行目、174ページ下から3行目の日付、開始日を2月11日と訂正をお願いいたします。

以上訂正をお願いいたします。

では改めまして今月の受付状況は、

・所有権移転	3件	10筆	17,467.00 m ²
・賃貸借権設定	223件	1,070筆	1,091,688.11 m ²
・使用貸借権設定	6件	21筆	7,793.00 m ²
・農地中間管理権設定	8件	103筆	110,193.00 m ²

となります。

最初に所有権移転の案件です。

議案書は45ページからとなっております。譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、譲受人のみなさんは、「認定農業者」又は、「あっせん譲受等 候補者名簿」登載者です。

受付番号1番、土地の所在が上高関字タハコ田台帳・現況とも田、1,845 m² これを含め合計4筆、7,820 m²を受付番号2番の案件、土地の所在が上高関字曲り田、台帳・現況 田、1,998 m²、これを含め合計4筆、7,940 m²を交換するもので、交換差金はありません。

受付番号6番、土地の所在が駒林字諏訪原、台帳・現況とも田、1012 m²、これを含

め合計2筆1,707㎡を10a当り65万円で売買するものです。

続きまして、賃貸借権の設定について説明申し上げます。なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

48ページをご覧ください。

受付番号4番、土地の所在が小松字上川原、台帳・現況とも田、1,016㎡、これを含め合計2筆、2,732㎡を、令和2年2月11日から令和12年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

49ページをご覧ください。

受付番号6番、土地の所在が小松字十二下夕、台帳・現況とも田、544㎡1筆を、令和2年2月11日から令和12年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

受付番号7番、土地の所在が小松字上川原、台帳・現況とも田、487㎡、これを含め合計4筆、1,645㎡を、令和2年2月11日から令和12年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ30kg、60kgで賃貸借するものです。

50ページをご覧ください。

受付番号8番、土地の所在が小松字十二道南、台帳・現況とも田、475㎡これを含め合計4筆、1,396㎡を令和2年2月11日から令和12年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

受付番号9番、土地の所在が羽多屋字羽多屋、台帳・現況とも田、295㎡、これを含め合計2筆、1,365㎡を令和2年2月11日から令和12年2月10日まで10a当たり10,000円で賃貸借するものです。

受付番号10番、土地の所在が、小松字十二道南台帳・現況とも田、140㎡、これを含め合計3筆、682㎡を令和2年2月11日から令和12年2月10日まで10a当たりコシヒカリ15kg、60kgで賃貸借するものです。

51ページをご覧ください。

受付番号11番、土地の所在が、小松字小杭瀬、台帳・現況とも田、488㎡、を令和2年2月11日から令和12年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

受付番号14番、土地の所在が、保田字宮ノ越 台帳・現況とも田、2,239㎡、これを含め合計2筆、3,823㎡を令和2年2月11日から令和12年2月10日まで10a当たりコシヒカリ90kg、60kgで賃貸借するものです。

52ページをご覧ください。

受付番号15番、土地の所在が、小松字小杭瀬 台帳・現況とも田、417㎡、1筆を令和2年2月11日から令和12年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ、60kgで賃貸借するものです。

56ページをご覧ください。

受付番号22番、土地の所在が、小松字羽多屋、台帳・現況とも田、610㎡、これを含め合計3筆、1,265㎡を、令和2年2月11日から令和12年2月10日まで、10a当たり10,000円で賃貸借するものです。

64ページをご覧ください。

受付番号38番、土地の所在が久保字屋敷添、台帳・現況とも田、837㎡、これを含め、合計3筆、3,936㎡を、令和2年2月11日から令和12年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

66ページをご覧ください。

受付番号44番、土地の所在が、小松字池ノ沢、台帳・現況とも田、1140㎡、これを含め合計4筆2,888㎡を、令和2年2月11日から令和12年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

75ページをご覧ください。

受付番号56番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況とも田、876㎡、これを含め、合計2筆、1,337㎡を令和2年2月11日から令和7年2月10日まで10a当

たり 23,700 円で賃貸借するものです。

86 ページをご覧ください。

受付番号 76 番、土地の所在が折居字花水、台帳・現況とも田、514 m²、これを含め合計 6 筆、5,031 m²を令和 2 年 2 月 11 日から令和 7 年 2 月 10 日まで、10a 当たりコシヒカリ 60kg で賃貸借するものです

89 ページをご覧ください。

受付番号 83 番、土地の所在が発久字ヤチ、台帳・現況とも田、260 m²、1 筆、を令和 2 年 2 月 11 日から令和 4 年 1 月 31 日まで、10a 当たりコシヒカリ 25,000 円で賃貸借するものです。

97 ページをご覧ください。

受付番号 99 番、土地の所在が折居字寺ノ浦、台帳・現況とも田、824 m²、1 筆を令和 2 年 2 月 11 日から令和 12 年 2 月 10 日まで、10a 当たりコシヒカリ、60kg で賃貸借するものです

受付番号 101 番、土地の所在が上西山字山の下、台帳・現況とも田、530 m²、1 筆を、令和 2 年 2 月 11 日から令和 12 年 2 月 10 日まで、10a 当たりコシヒカリ、60kg で賃貸借するものです

122 ページをご覧ください。

受付番号 144 番、土地の所在が押切字村下、台帳・現況ともに田、465 m²、1 筆を、令和 2 年 2 月 11 日から令和 7 年 2 月 10 日まで 10a 当たり 25,000 円で賃貸借するものです。

128 ページをご覧ください。

受付番号 161 番、土地の所在が分田字天王原、台帳・現況ともに田、910 m²、これを含め合計 3 筆、2,045 m²を令和 2 年 2 月 11 日から令和 5 年 2 月 10 日まで、10a 当たり、23,000 円で賃貸借するものです。

145 ページをご覧ください。

受付番号 184 番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況ともに田、193 m²、1 筆を、令和 2 年 2 月 11 日から令和 7 年 2 月 10 日まで、10a 当たり 4,000 円で賃貸借するものです。

受付番号 185 番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況とも田、146 m²、1 筆を、令和 2 年 2 月 11 日から令和 7 年 2 月 10 日まで 10a 当たり、3,000 円で賃貸借するものです。

148 ページをご覧ください。

受付番号 190 番、土地の所在が押切字村下、台帳・現況とも田、241 m²、1 筆を令和 2 年 2 月 11 日から令和 7 年 2 月 10 日まで、10a 当たり 25,000 円で賃貸借するものです。

149 ページをご覧ください。

受付番号 194 番、土地の所在が下里字樋尻、台帳・現況とも田、801 m²、1 筆を、令和 2 年 2 月 11 日から令和 7 年 2 月 10 日まで、総量コシヒカリ 60kg で賃貸借するものです。

受付番号 195 番、土地の所在が下里字樋尻、台帳・現況とも田、914 m²、これを含め合計 3 筆、2,768 m²を、令和 2 年 2 月 11 日から令和 7 年 2 月 10 日まで、総量コシヒカリ 360kg で賃貸借するものです。

162 ページをご覧ください。

受付番号 215 番、土地の所在が野田字野田裏、台帳・現況とも田、716 m²、これを含め合計 4 筆 5,168 m²を、令和 2 年 2 月 11 日から令和 6 年 1 月 10 日まで、10a 当たり 25,000 円で賃貸借するものです。

164 ページをご覧ください。

受付番号 220 番、土地の所在が船居、台帳・現況とも田、1,642 m²、これを含め合計 2 筆、1,752 m²を令和 2 年 2 月 11 日から令和 12 年 2 月 10 日まで 10a 当たり 28,000 円で賃貸借するものです。

次ページからの使用貸借権設定は、今回は全件更新案件ですので、説明を省略します。

最後に中間管理権設定になります。

172ページをご覧ください。

受付番号1番、土地の所在が堀越字荒田、台帳・現況とも田、2,105 m²、これを含め合計25筆、25,573 m²を10a当たり25,000円、0円で中間管理権を設定するものがあります。

今月の農地中間管理権の期間は、すべて令和2年2月11日から令和12年2月10日まで10年間の設定ですので、以降、期間の読み上げを省略します。

174ページ

受付番号2番、土地の所在が保田字山ノ下、台帳・現況とも田、2,967 m²、これを含め合計3筆、6,743 m²を10a当たり4,000円で設定するものであります。

175ページをご覧ください。

受付番号3番、土地の所在が久保字不多々、台帳・現況とも田、1,009 m²、これを含め合計4筆5,751 m²を10a当たり18,000円で設定するものであります。

175ページ

受付番号4番、土地の所在が高田、台帳・現況とも田、2,520 m²、これを含め合計14筆、15,603 m²を10a当たり24,000と22,000円で設定するものであります。

176ページをご覧ください。

受付番号5番、土地の所在が上山屋字道下、台帳・現況とも田、1,036 m²、これを含め合計11筆17,416 m²を10a当たり24,300円、18,164円で設定するものであります。

177ページをご覧ください。

受付番号6番、土地の所在が須走字中江、台帳・現況とも田、649 m²、これを含め合計24筆14,333 m²を10a当たり24,000円、0円で設定するものであります。

180ページをご覧ください。

受付番号7番、土地の所在が嘉瀬島字大割、台帳・現況とも田、1,963 m²、これを含め、合計24筆14,333 m²を10a当たり26,000、18,369円で設定するものであります。

182ページをご覧ください。

受付番号8番、土地の所在が下里字鉄道上、台帳・現況とも田、119 m²、これを含め、合計11筆8,551 m²を10a当たり26,000円で設定するものであります。

以上であります。農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

- ・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
- ・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ・農作業に、常時 従事すると 認められること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である、
 - ①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。の各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが賃貸借権設定の８５番案件・８６番案件、１０４番案件、１０６番案件、１０９番案件から１２２番案件まで、１４２番案件・１４３番案件、１６２番案件から１６４番案件まで、１６６案件から１７３番案件まで、１７５番案件から１７８番案件まで、１８１番案件、２２２番案件、２２３番案件、２２５番案件、２２６番案件につきましては、譲渡人・譲受人が「北蒲みなみ農協協同組合」であり、１７番 小林委員が関係者となっております。

そして、同じく賃貸借権設定の１４５番案件から１４７番案件まで、１６８番案件・２２３番案件につきましても、譲受人が「分田三 鼎会」であり、１３番 松田委員が関係者となっております。

同じく賃貸借権設定の１８１番案件につきましても、譲受人が「齋藤 和也氏」であり、８番 齋藤 委員が関係者となっております。

また、１番案件・２番案件・１２４番案件につきましても、譲受人が「本間 正樹氏」であり、４番 本間 委員が関係者となっております。

同じく賃貸借権設定の２５番案件の譲受人は、１１番 五十嵐佐敏 委員が関係者となっております。

同じく賃貸借権設定の６９番案件の譲受人は、１０番 渡邊 悟 委員が関係者となっております。

同じく賃貸借権設定の７２番案件・７３番案件の譲受人は、９番 菅井 茂 委員が関係者となっております。

同じく賃貸借権設定の８１番案件の譲受人が「米工房 和」であり、１２番 遠山 委員が関係者となっております。

同じく賃貸借権設定の１５７番案件の譲受人は、１５番 柳 壽一 委員が関係者となっております。

同じく賃貸借権設定の１８０番案件・１８８番案件の譲受人が「ファームホリコシ」であり、５番 皆川 委員が関係者となっております。

いずれも農業委員会等に関する法律第３１条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは随時、退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは、最初に賃貸借権設定の８５番案件・８６番案件、１０４番案件、１０６番案件、１０９番案件から１２２番案件まで、１４２番案件・１４３番案件、１６２番案件から１６４番案件まで、１６６案件から１７３番案件まで、１７５番案件から１７８番案件まで、１８１番案件、２２２番案件、２２３番案件、２２５番案件、２２６番案件につきまして審議いたしますので、１７番 小林委員の退室をお願いいたします。

— 小林 章男 委員 退室 —

次に賃貸借権設定の１６８番案件、２２３番案件について、審議いたしますので、１３番 松田 委員の退室をお願いいたします。

— 松田 昭悦 委員 退室 —

松田 委員が退室されましたので、審議いたします。

賃貸借権設定の１６８番案件、２２３番案件についてご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員 (「な し」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。賃貸借権設定の168番案件、223番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
よろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
従いまして、賃貸借権設定の168番案件、223番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
13番 松田 委員の入室をお願いいたします。

— 松田 昭悦 委員 入室 —

松田 昭悦 委員が着席されましたので、続けます。

次に賃貸借権設定の181番案件について、審議いたしますので、8番 齋藤 委員の退室をお願いいたします。

— 齋藤 瑞穂 委員 退室 —

齋藤 委員が退室されましたので、審議いたします。
賃貸借権設定の181番案件について、ご質疑がございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 (「な し」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。賃貸借権設定の181番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
よろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
従いまして、賃貸借権設定の181番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
8番 齋藤 委員の入室をお願いいたします。

— 齋藤 瑞穂 委員 入室 —

齋藤 委員が着席されましたので、続けます。
次に小林 委員に関係する残りの案件について、審議いたします。
質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 (「な し」の声)

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の小林 委員に関係する残りの案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の85番案件・86番案件、104番案件、106番案件、109番案件から122番案件まで、142番案件・143番案件、162番案件から164番案件まで、166案件、167番案件、169番案件から173番案件まで、175番案件から178番案件まで、222番案件、225番案件、226番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

17番 小林 委員の入室をお願いいたします。

— 小林 章男 委員 入室 —

小林 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、同じく賃貸借権設定の1番案件・2番案件について、審議いたしますので、4番 本間 委員の退室をお願いいたします。

— 本間 多佳子 委員 退室 —

本間 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の1番案件・2番案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

（「な し」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の1番案件・2番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の1番案件・2番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4番 本間 委員の入室をお願いいたします。

— 本間 多佳子 委員 入室 —

本間 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、同じく賃貸借権設定の25番案件について、審議いたしますので、11番 五十嵐 委員の退室をお願いいたします。

— 五十嵐 佐敏 委員 退室 —

五十嵐 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の25番案件について、審議いた

します。ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。賃貸借権設定の25番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の25番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

11番 五十嵐 委員の入室をお願いいたします。

— 五十嵐 佐敏 委員 入室 —

五十嵐 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、同じく賃貸借権設定の69番案件について、審議いたしますので、10番 渡邊 悟 委員の退室をお願いいたします。

— 渡邊 悟 委員 退室 —

渡邊 悟 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の69番案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。賃貸借権設定の69番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の69番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

10番 渡邊 悟 委員の入室をお願いいたします。

— 渡邊 悟 委員 入室 —

渡邊 悟 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、同じく賃貸借権設定の72番案件・73番案件について、審議いたしますので、9番 菅井 委員の退室をお願いいたします。

— 菅井 茂 委員 退室 —

菅井 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の72番案件・73番案件について、

審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の72番案件・73番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして賃貸借権設定の72番案件・73番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

9番 菅井 委員の入室をお願いいたします。

— 菅井 茂 委員 入室 —

菅井 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、同じく賃貸借権設定の81番案件について、審議いたしますので、12番 遠山 委員の退室をお願いいたします。

— 遠山 登 委員 退室 —

遠山 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の81番案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の81番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の81番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

12番 遠山 委員の入室をお願いいたします。

— 遠山 登 委員 入室 —

遠山 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、同じく賃貸借権設定の141番案件について、審議いたしますので、8番 齋藤 委員の退室をお願いいたします。

— 齋藤 瑞穂 委員 退室 —

齋藤 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の141番案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員 (「な し」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。貸貸借権設定の141番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、貸貸借権設定の141番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
8番 齋藤 委員の入室をお願いいたします。

— 齋藤 瑞穂 委員 入室 —

齋藤 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、同じく貸貸借権設定の145番案件から147番案件までについて、審議いたしますので、13番 松田 委員の退室をお願いいたします。

— 松田 昭悦 委員 退室 —

松田 委員が退室されましたので、貸貸借権設定の145番案件から147番案件までについて、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 (「な し」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。貸貸借権設定の145番案件から147番案件までについて、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

異議なしと認めます。従いまして、貸貸借権設定の145番案件から147番案件までについて、原案のとおり承認することに決定いたしました。
12番 松田 委員の入室をお願いいたします。

— 松田 昭悦 委員 入室 —

松田 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、同じく貸貸借権設定の157番案件について、審議いたしますので、15番 柳 委員の退室をお願いいたします。

— 柳 壽一 委員 退室 —

柳 委員が退室されましたので、貸貸借権設定の157番案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員	(「な し」の声)
議長 (小嶋)	<p>質疑なしと認めます。 お諮りします。賃貸借権設定の157番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委 員	(「異議なし」の声)
議長 (小嶋)	<p>異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の157番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。 15番 柳 委員の入室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 柳 壽一 委員 入室 —</p> <p>柳 委員が着席されましたので、続けます。 続きまして、同じく賃貸借権設定の180番案件・188番案件について、審議いたしますので、5番 皆川 委員の退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 皆川 光浩 委員 退室 —</p> <p>皆川 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の180番案件・188番案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。</p>
委 員	(「な し」の声)
議長 (小嶋)	<p>質疑なしと認めます。 お諮りします。賃貸借権設定の180番案件・188番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委 員	(「異議なし」の声)
議長 (小嶋)	<p>異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の180番案件・188番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。 5番 皆川 委員の入室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 皆川 光浩 委員 入室 —</p> <p>皆川 委員が着席されましたので、続けます。 続きまして、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。</p>
委 員	(「な し」の声)
議長 (小嶋)	<p>質疑なしと認めます。 お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委 員	(「異議なし」の声)

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これで、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認されました。

続きまして、追加議案の上程がありました。

議案第4号 阿賀野市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。佐藤局長、お願いします。

事務局
（佐藤）

追加議案についてご説明いたします。

昨年10月に他県の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕される不祥事が続けて発生しました。言うまでもなく行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務執行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、11月28日に開催した全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認いたしました。

これを受けて、管内すべての農業委員会総会において、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を実施することを全国農業会議所より依頼があり実施することとなったものです。

内容については、追加議案書2枚目の決議（案）のとおりです。

読み上げさせていただきます。

阿賀野市農業委員会の法令遵守の申合せ決議について

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申合せ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修会を実施すること。

令和2年1月31日 阿賀野市農業委員会

以上であります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

阿賀野市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について日程第7 議案第4号として追加し、その他を日程第8としてよろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

それでは本案件を議案第4号として追加いたします。

これから審議に入ります。議案第4号 阿賀野市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員	(「なし」の声)
議長 (小嶋)	質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第4号 阿賀野市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議することにご異議ございませんか。
委 員	(「異議なし」の声)
議長 (小嶋)	異議なしと認めます。従いまして、議案第4号 阿賀野市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議することに決定いたしました。 続きまして、日程第7から8となりますが その他について、事務局より何かございますか。
委 員	(特になし)
議長 (小嶋)	特にならぬようにございますが、皆さんの方から何かございませんでしょうか。
委 員	(「なし」の声)
議長 (小嶋)	特にならぬようですので、 以上で、本日の総会の案件の審議は、全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。

— 14時18分終了—

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年1月31日

議事録署名委員 5番 ⑩

議事録署名委員 6番 ⑩

議事録署名委員 7番 ⑩

議長
農業委員会長 ⑩